

# 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業実施要綱

(令和2年5月14日学校教育局高校教育課長決定)

## 1 趣 旨

高等学校段階における入院生徒（以下、「入院生徒」という。）に対する教育の機会を確保するため、ICT 機器や特別支援学校のセンター的機能を活用して、本道の状況に応じた教育保障体制の整備に努める。

## 2 目 的

- (1) ICT 機器を活用した授業の実施等により、入院生徒に対する、入院から自宅療養、復学までの単位認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の整備を図る。
- (2) 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高等学校等への助言及び入院生徒への教育相談実施体制の整備を図る。

## 3 事業の実施

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）が、文部科学省の「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」の委託を受けて本事業を実施し、特別支援学校による教育相談や ICT 機器を活用した授業の実施に向けた調整、高等学校における ICT 機器を活用した授業を実施するとともに、その成果を踏まえて本道における入院生徒に対する教育保障体制を整備する。

## 4 研究推進校、研究協力校及び協力病院

### (1) 研究推進校

本事業を活用して教育保障を希望する入院生徒が在籍する道立高等学校及び道立中等教育学校の後期課程（以下、「道立高等学校等」という。）を研究推進校として指定

### (2) 研究協力校

札幌市内の病院において小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している道立特別支援学校を研究協力校として指定

### (3) 協力病院

道立特別支援学校が小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している札幌市内の4病院を協力病院として指定

研究推進校	研究協力校	協力病院
本事業を活用して教育保障を希望する入院生徒が在籍する道立高等学校等	北海道札幌養護学校	社会医療法人北楡会 札幌北楡病院
	北海道真駒内養護学校	JA 北海道厚生連 札幌厚生病院
	北海道手稲養護学校	札幌医科大学附属病院
	北海道拓北養護学校	北海道大学病院

## 5 事業の内容

### (1) 道教委の事業内容

#### ア 研究推進校及び研究協力校の指定

##### (ア) 研究推進校

高校教育課長は、本事業を活用して教育保障を希望した入院生徒が在籍する道立高等学校等について、入院期間等を総合的に検討し、予算の範囲内で研究推進校として指定する。

(イ) 研究協力校

特別支援教育課長は、札幌市内の病院において小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している道立特別支援学校を研究協力校として指定する。

なお、研究協力校は必要に応じて追加することができるものとする。

イ 協力病院の指定

特別支援教育課長は、道立特別支援学校が小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している札幌市内の病院を協力病院として指定する。

なお、協力病院は必要に応じて追加することができるものとする。

ウ ICT 機器を活用した授業の実施等に係る支援

研究推進校における ICT 機器を活用した授業の実施等に係る、理解啓発や、機器の設定等についての支援を実施する。

エ 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制検討会議の開催

高等学校、特別支援学校及び医療関係者等により、入院生徒に対する教育保障体制の在り方や本事業の推進についての検討会議を開催する。

オ 特別支援学校のセンター的機能の拡充（特別支援教育課）

特別支援学校における病弱教育に関する専門性を生かした入院生徒に対する教育保障を実施するための体制について検討する。

カ 教育保障の実施及び復学に向けた体制整備（高校教育課）

高等学校における入院生徒に対する教育保障の実施方法及び可能な限り復学できるようにするための体制整備の推進を図る。

(2) 研究推進校の事業内容

ア 教育保障の実施方法に関する検討等

入院生徒に対する教育保障実施の要請があった場合、実施方法や内容等について校内で検討するとともに、道教委と協議する。

イ 教育保障の実施

ICT 機器を活用した授業の実施等による、自校に在籍する入院生徒への教育保障の実施や研究協力校に転学した生徒に対する教材の提供等、教育的ニーズに応じた教育保障を実施する。

ウ 復学に向けた検討等

入院生徒が復学を希望した場合、可能な限り入院生徒に不利益が生じない方法による復学の在り方について検討するとともに、必要に応じて入院生徒及びその保護者、協力病院、研究協力校及び道教委等と協議を行う。

エ 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制検討会議への出席

本事業の成果を踏まえて、教育保障体制の在り方や本事業の推進について検討する。

(3) 研究協力校の事業内容

ア 入院生徒に対する教育相談

協力病院に入院している入院生徒から教育相談の申し出があった場合、教育保障の実施に関する教育的ニーズの把握や心理的な安定に向けた教育相談を実施する。

イ 教育保障実施に係る調整

(ア) 入院生徒が在籍する高等学校等からの ICT 機器を活用した授業の実施等による教育保障の実施を希望した場合

道教委及び研究推進校、協力病院と連携し、ICT 機器を活用した授業の実施等による教育保障の実施に向けた調整を実施する。

(イ) 入院生徒が訪問教育による教育保障の実施を希望した場合

協力病院と連携し、入院生徒を自校に転学させた上で訪問教育を実施する。

ウ 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制検討会議への出席  
本事業の成果を踏まえて、教育保障体制の在り方や本事業の推進について検討する。

(4) 協力病院の事業内容

ア 入院生徒に対する情報提供

当該病院に高等学校段階の生徒が入院した場合、本事業の活用が可能であることについて入院生徒及び保護者に情報提供するとともに、研究協力校に連絡し、教育相談の実施について調整する。

イ 教育保障実施のための環境整備

入院生徒に対する教育保障を実施する場合、場所の提供や時間の調整等、効果的に教育保障を実施するための環境を整備する。

6 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和2年度とする。

7 研究推進校の指定に係る手続き

(1) 希望調書の提出

研究推進校の指定を希望する道立高等学校等は、希望調書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長に提出するものとする。希望調書の様式等については高校教育課長が別に定める。

(2) 研究推進校の指定

希望調書を基に、高校教育課、特別支援教育課、当該校、協力病院等による調整を踏まえ、研究推進校を指定する。

8 事業計画及び報告等

(1) 研究推進校

ア 指定通知後、速やかに計画書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長あてに提出するものとする。計画書の様式等については高校教育課長が別に定める。

イ 事業終了後、速やかに報告書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長あてに提出する。報告書の様式等については高校教育課長が別に定める。

(2) 研究協力校

事業終了後、速やかに報告書を作成し、特別支援教育課長あてに提出するものとする。報告書の様式等については特別支援教育課長が別に定める。

9 成果の普及

(1) 高校教育課のウェブページに入院生徒に対する教育保障に関する専用ページを開設する。

(2) 本事業における取組事例や研究成果等を取りまとめたリーフレットを作成し、道立学校等へ配付するとともにウェブページに掲載する。

(3) 本事業における取組を基に、入院生徒に対する教育保障に関するシンポジウムを開催する。

10 経費

事業の実施に要する経費は、予算の範囲内で措置する。

11 事業の運営

本事業の事務処理及び実施方法に関して必要な事項は、高校教育課及び特別支援教育課において協議して処理する。

12 その他

この要領に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。